

卷末資料編

1
2
3
4
5

卷末資料編



1 都市計画マスタープランの策定の経緯

策定経緯

期 日	会 議 等
2019年 3月15日	第1回 都市計画マスタープラン策定委員会 ● 都市計画マスタープランの方向性について
2019年 6月12日	第1回 ワーキングチーム会議 ● 都市計画マスタープランの改定について
2019年 6月22日	住民ワークショップ【第1回】 ● まちの未来について
2019年 7月 2日	第2回 ワーキングチーム会議(ワークショップ) ● 将来都市構造について
2019年 7月 6日	住民ワークショップ【第2回】 ● まちづくりのアイデアについて
2019年 8月28日	庁内関係各課ヒアリング ● 将来都市構造、分野別方針について
2019年 8月28日	第2回 都市計画マスタープラン策定委員会 ● 将来都市構造案について
2019年11月 7日	第3回 都市計画マスタープラン策定委員会 ● 都市計画マスタープラン素案について
2019年11月11日～ 2019年12月18日	茨城県 関係各課から意見収集 ● 都市計画マスタープラン素案について
2019年12月25日	茨城県 都市計画マスタープラン調整会議
2020年 1月15日	第4回 都市計画マスタープラン策定委員会 ● 都市計画マスタープラン案について
2020年 1月22日～ 2020年 2月20日	パブリックコメント(意見公募)
2020年 2月25日	第5回 都市計画マスタープラン策定委員会 ● 都市計画マスタープランについて
2020年 3月18日	都市計画審議会へ諮問 ● 都市計画マスタープランの改定について
2020年 3月27日	町長へ答申 ● 都市計画マスタープランの改定について

五霞町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 五霞町の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、五霞町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する現状把握及び課題の整理
- (2) 都市計画マスタープランの策定に関する調査、研究及び企画立案
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 商工農関係団体の役職員
- (4) 町の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定業務が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

1

2

3

4

5

卷
末
資
料
編

(都市計画マスターPLAN策定ワーキングチーム)

第7条 委員会の補助機関として、全序的な作業及び課題に取り組み、委員会活動の円滑な運営に資するため、都市計画マスターPLAN策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

2 ワーキングチームは、別表に掲げる課及び教育委員会事務局に所属する職員のうちから町長が任命する者並びに教育委員会が任命する者をもって組織する。

3 ワーキングチームの責任者は、都市建設課長をもって充てる。

4 ワーキングチームの責任者は、必要に応じて構成員以外の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及びワーキングチームの庶務は、都市建設課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第7条関係）

総務課
政策財務課
町民税務課
健康福祉課
生活安全課
産業課
都市建設課
上下水道課
教育委員会事務局

都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
町議会議員 設置要綱第3条 第1項第1号	樋下周一郎	町議会	
	鈴木 喜一郎	町議会	R1.6.12～R2.3.31
	宇野 進一	町議会	H30.12.19～R1.5.15
	伊藤 正子	町議会	
	新井 庫	町議会	R1.6.12～R2.3.31
	板橋 英治	町議会	H30.12.19～H31.4.16
識見を有する者 設置要綱第3条 第1項第2号	増田 清	教育委員会	
	鳩貝 清	社会福祉協議会	
商工農関係団体の役職員 設置要綱第3条 第1項第3号	影山 徳治	農業委員会	
	下田 欽嗣	土地改良区	
	福嶋 四郎	商工会	
	吉田 政巳	工業クラブ	委員長
町の住民 設置要綱第3条 第1項第5号	篠崎 悅子	民生委員・児童委員協議会	副委員長
	針谷 務	体育協会	
	齊木 忠雄	認定農業者連絡協議会	H30.12.19～R1.6.24
	鈴木 常雄	行政区	H30.12.19～H31.3.31
	知久 武雄	行政区	R1.6.12～R2.3.31
	小澤 清規	行政区	H30.12.19～H31.3.31
	大関 実	行政区	R1.6.12～R2.3.31
町の職員 設置要綱第3条 第1項第4号	田神 文明	副町長	

※ 敬称略。任期はH30.12.19～R2.3.31、但し備考欄に記載がある場合は除く。

 1
2
3
4
5

質問・答申

質問

質問書

令和2年3月18日

五霞町都市計画審議会
会長 福嶋 四郎 様

五霞町長 染 谷 森 雄



五霞町都市計画マスターplanの改定について（質問）

五霞町都市計画審議会条例第2条第2項の規定に基づき、下記項目について
質問いたします。

記

質問第2号 五霞町都市計画マスターplanの改定について

1

2

3

4

5

巻
末
資
料
編

答申



答 申 書

令和2年3月27日

五霞町長 染 谷 森 雄 様

五霞町都市計画審議会
会長 福嶋 四郎



五霞町都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和2年3月18日に当審議会へ諮問された標記の件については、審議の結果、下記のとおり可決されましたので答申いたします。

記

諮問第2号 五霞町都市計画マスタープランの改定について・・・原案可決

1
2
3
4
5

巻末資料編

2 用語集

1

2

3

4

5

巻
末
資
料
編

【あ】

1ターン	都会生まれの人が、地方に移住することをいう。
アクセス	ある場所へ行く経路や目的地までの交通手段のこと、また、交通の利便性のことをいう。
アドプト制度	住民にとって身近な公共空間である道路、公園、水路等の公共施設の美化及び保全のため、市民が道路等の里親となって、ボランティアで清掃活動などを行う制度のことをいう。
雨水流出抑制施設	降った雨水を直接下水に流さずに、敷地内で浸透や貯留をする事で、雨水の流出を最小限に抑える施設のことをいう。
江戸川堤防整備 (高規格堤防事業)	想定を上回る大洪水により、江戸川が決壊することを未然に防ぐために、堤防の高さの約30倍の幅を持った堤防をつくる事業のことをいう。

【か】

街区公園	主に街区に居住する住民の利用を目的とし、誘致距離250mの範囲で1か所当たり面積0.25haを標準として配置される公園のことをいう。五霞町では、河田前児童公園を始めとする9か所の公園が該当する。
河川区域	堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼ぶ。河川区域は、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川法が適用される区域のことを指す。
河川保全区域	堤防や河岸など、河川管理施設を保全するために必要最小限の範囲を指定したもので、原則として、河川区域に隣接する一定区域のことを指す。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことをいう。
緩衝緑地	開発区域やその周辺の環境を保全するために、騒音、振動などによる環境悪化を防止する上で、必要な緑地帯等のことをいう。
既存ストック	市街地において、今まで整備されてきた道路、公園、下水道等の都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのことをいう。
協創	本町のまちづくりに関わる住民、団体、企業、教育機関、地域、行政などといった多様な主体が連携し、相互に助け合いながら協力しあう「協働」をさらに進め、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来を一緒に創り上げていくことをいう。
緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のことをいう。
近隣公園	主に近隣に居住する住民の利用を目的とし、一近隣住区当たり1か所を誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置される公園のことをいう。五霞町では、童夢公園が該当する。
区域区分	都市計画区域の中を市街化区域と、市街化調整区域に分けることである。

区域指定制度	都市計画法第34条第11号及び第12号の規定に基づき、市街化調整区域内のあらかじめ指定した区域において、既存集落の維持・保全を目的に、申請者の出身要件などを聞くことなく（誰でも）住宅や一定の小規模な店舗、事業所の立地を許可の対象とするものである。 11号区域（幅広く指定）とは、既存宅地制度（平成12年廃止）の代替措置として、市街化区域に隣・近接している集落を対象とするものであり、12号区域（限定的に指定）は、集落のコミュニティ維持を図るため、市街化区域から離れている集落を対象とするものである。
公共下水道	都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や、工場排水による河川や海の汚濁を抑制するための排水・浄水処理施設のことをいう。市街地の人口分布状況などから計画区域が設定され、国の事業認可が下りた箇所（公共下水道認可区域）から事業が開始される。
公共公益施設	公共施設は、道路、河川、公園等の施設のことをいう。公益施設は、公益事業（サービス）で用いる施設のことで、教育施設、社会福祉施設、行政サービス施設、医療施設、鉄道施設等があり、公共公益施設はそれらを総称した呼称のことをいう。
公共交通空白地有償運送	バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が、地域住民に提供する運送サービスのことをいう。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のことをいう。
交通弱者	自動車中心社会において移動を制約される人のことで、一般的には運転免許証がないなど、他に交通手段を持たない人のことをいう。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。

【さ】

災害協定	大規模災害が発生した場合、食糧・飲料水などの物資や緊急避難場所などの不足が予測されるため、迅速に応急対策を行えるよう、民間企業や自治体などの各種団体と協力・応援協定を締結することをいう。
サイクリングロード	主に自転車のみを通行させるために独立して設けられる道路のことをいう。
市街化区域	既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指す。
市街化調整区域	「市街化を抑制すべき区域」であり、無秩序にまちが広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限して、市街化をおさえる区域を指す。
自主防災組織	災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のことをいう。
シミュレーション	ある現象を模擬的に現出することをいい、現実に想定される条件を取り入れて、実際に近い状況をつくり出すことをいう。模擬実験。
社会資本ストック	道路、港湾、航空、鉄道、公共賃貸住宅、下水道、公園等、社会経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため、公的機関により整備されてきたものを指す。
集落地	市街化調整区域内の家屋の集まりのことをいう。

1

2

3

4

5

首都圏氾濫区域 堤防強化対策	利根川及び江戸川が決壊した場合、首都圏が壊滅的な被害を受けるおそれがあるため、被害が発生するおそれのある区間において、堤防の浸透に対する安全性を確保するために行う堤防拡幅による強化対策のことをいう。
浸水危険区域	想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことを指す。
生産年齢人口	労働意欲の有無に関わらず、日本国内で労働に従事できる年齢の人口のことをいう。日本では主に15歳から65歳未満の年齢に該当する人口が生産年齢人口にあたる。
生産緑地	生産緑地法及び都市計画法に基づく地域地区の一種「生産緑地地区」のことをいう。農林業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適している500m ² 以上の土地を生産緑地として指定することができる。
ソフト対策	防災の取り組みを例とすると、災害発生時に想定される被害などの情報を公開したり、避難路や避難場所を整備することで災害からの被害を少なくすることをいう。

【た】

地域制緑地	緑地の所有権はそのままに、土地利用の規制により保全を図る制度のことをいう。五霞町では生産緑地や河川区域などが該当する。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域全体の公共交通ネットワーク全体の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画のことをいう。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことをいう。
地区計画制度	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と町とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく制度のことをいう。
沖積層	約1～2万年前以降に形成された地層のことで、河川等により運ばれた砂や礫、泥等が堆積して形成される層であり、一般に軟弱であることが多い。
昼夜間人口	ある地域に常住する人口を夜間人口、昼間だけ現存する人口を昼間人口とし、夜間人口と昼間人口を総称したもの。昼間人口と夜間人口の比較で都市の特性を把握する。
超高齢社会	超高齢社会とは、65歳以上の人口の割合が全人口の21%を占めている社会を指す。高齢化の進行具合を示す言葉として、高齢化社会、高齢社会、超高齢社会という言葉があり、65歳以上の人口が、全人口に対して7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれる。五霞町は平成27年に27.4%にまで上昇しているため、超高齢社会に該当する。
定住人口	その地域に住んでいる人々のこと、居住者・居住人口とも言われる。
道路里親制度	町が管理する道路を「里子」に、沿道のボランティア団体などを「里親」に例えて、街路樹の手入れ・道路の清掃（ゴミ拾い）や除草・花壇の手入れなどを町に代わって行う制度のことをいう。
都市インフラ	都市及び都市活動を支える基盤を総称したものである。「都市基盤施設」を参照。

都市基盤施設	道路、公園、下水道、河川等の都市を形成する最も基本的な施設や設備であり、住民の福祉や経済発展に必要な公共施設のことをいう。
都市計画区域	都市計画を定める範囲のことを指す。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形などからみて、一体の都市として捉えて都市整備や保全を図る必要がある区域を都市計画区域として指定する。都市計画区域は都市の実際の広がりに合わせて定めるので、その大きさは一つの市町村の行政区域の中に含まれるものからいくつかの市町村にわたる広いものまである。また、郊外地において無秩序な宅地化が進行し、住環境や自然環境が損なわれることがないよう、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つの区域に区分（線引き）して、市街化の範囲をコントロールする場合がある。この区域区分の設定は三大都市圏の都市では必須であり、五霞町は、三大都市圏の首都圏に該当するため、区域区分が定められている。
都市計画道路	「都市施設」の一つで、都市や地域の交通ネットワーク上重要であり、その線形や幅員などを都市計画によって決定し、都市計画事業として整備される道路のことをいう。計画の持続性、事業の容易性を確保するため、都市計画決定された道路の計画区域内においては、建築物の新增改築について一定の制限が設けられる。
都市公園	都市公園法に基づいて国又は地方公共団体が整備する公園緑地のことで、五霞町では、街区公園や近隣公園が該当する。
都市施設	都市計画法で定められた施設で、道路、公園、上下水道、ごみ処理場等、都市生活や生産活動を支える根幹的な施設のことをいう。
都市軸	拠点地区間相互の有機的な結びつきを高め、都市を支える骨格とするため、積極的な土地利用や基盤整備を中心的に展開し、良好な市街地を形成する都市空間のことをいう。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地で、道路・公園・河川等（公共施設）の整備改善や宅地の利用増進を図るために、土地の区画形質の変更と公共施設の新設又は変更を行う事業のことをいう。
利根川・菅生沼 近郊緑地保全区域	首都圏近郊整備地帯における良好な自然環境を有する緑地のうち、特に保全が必要な地区について国土交通大臣が「近郊緑地保全区域」を指定し、県が都市計画に「近郊緑地特別保全地区」を定めた区域のことを指す。当該区域は、野田市、常総市、坂東市、境町、五霞町で指定されている。

1

2

3

4

5

卷
末
資
料
編**【な】**

二地域居住	都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つことをいう。都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの一つである。
ネットワーク	「網（n e t）」という意味の英単語を語源とし、人間関係の広がりや、組織や集団、拠点などの間の繋がりや体系、交通機関や道路等の地理的な構造などを総称したものである。
農用地区域	総合的に農業振興を図るべき地域（農業振興地域）の中で、特に農業上の利用を確保すべき土地として1筆ごとに指定された農地のことを指す。
農業集落排水施設	農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂などから出た汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設のことをいう。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、農業地域の保全・形成や、農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県知事が指定する区域のことを指す。農業振興地域は市街化区域に指定することができない。
農業法人	稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人を総称したものである。
農村公園	農村総合整備モデル事業のうち、農村環境施設整備事業として設置された農村公園施設のことをいう。

【は】

ハード対策	防災の観点で言うと、構造物を整備することで災害からの被害を抑えることをいう。
ハザードマップ	ある特定の災害に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など、災害の軽減のための諸対策を記入した地図のことをいう。
パブリックコメント	町の基本的な政策や制度を定める計画や条例を決める際に、その案について、広く住民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられたご意見などを案に取り入れができるかどうかを検討するとともに、寄せられた意見などに対する町の考え方と、その検討結果を類型化して公表する手続のことをいう。
バリアフリー	高齢者・障害のある方などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することをいう。
人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものである。
避難行動要支援者	災害発生時の避難などに特に支援を要する方のことをいう。
保水機能	雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりして、洪水の発生を軽減させる役割のことをいう。
ポテンシャル	企業から見た町の市場性のことをいう。

1

2

3

4

5

巻
末
資
料
編**[や]**

遊休地	一定の期間どのような用途でも使われておらず、有効活用されていないような土地のことをいう。
遊休農地	現に耕作のために供されておらず、かつ、引き続き耕作のために供されないと見込まれる農地又はその農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、利用の程度が低いと認められる農地のことをいう。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことをいう。
用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどを地区ごとに規制・誘導する、都市計画法、建築基準法上の制度のことをいう。

[ら]

ランドマーク	地域を特徴づけ、目印となる物のことをいう。
流動人口	通勤、通学などで住んでいない別の場所を、住んでいる場所から一時的に訪れている、移動する人口のことをいう。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保などを図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯、及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準とする。 五霞町には、いばらきヘルスロードを始め3本の緑道が整備されている。
レクリエーション	仕事・勉学などの肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娛樂を行ったりすること、また、その休養や娯楽自体のことをいう。

[わ]

ワークショップ	本来〈仕事場〉〈作業場〉〈工房〉の意を表す。参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のことをいう。
---------	--

1

2

3

4

5

巻
末
資
料
編

3 住民アンケートの結果について

調査概要

この調査は、「第6次五霞町総合計画及び五霞町都市計画マスタープランに係る住民意向調査」として、町内の約3,100世帯を対象にアンケートを実施したものの中から、都市計画マスタープランに該当する設問及び回答を抽出し、集計・分析したものを、「住民アンケートの結果」として整理しています。

調査対象者

一般住民	五霞町在住の、高校生以下を除く男女 (20歳未満については、19歳の学生、15歳～19歳の社会人を想定)
中学生	五霞町在住の中学校2年生の男女

標本数

一般住民	3,103人
中学生2年生	59人

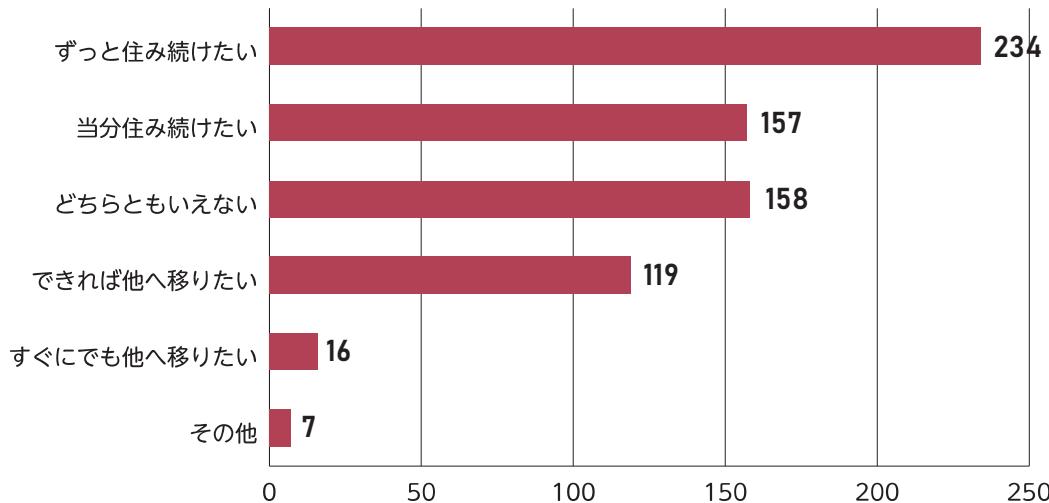
回収率

一般住民	回収693票(22.3%)
中学生2年生	回収55票(93.2%)

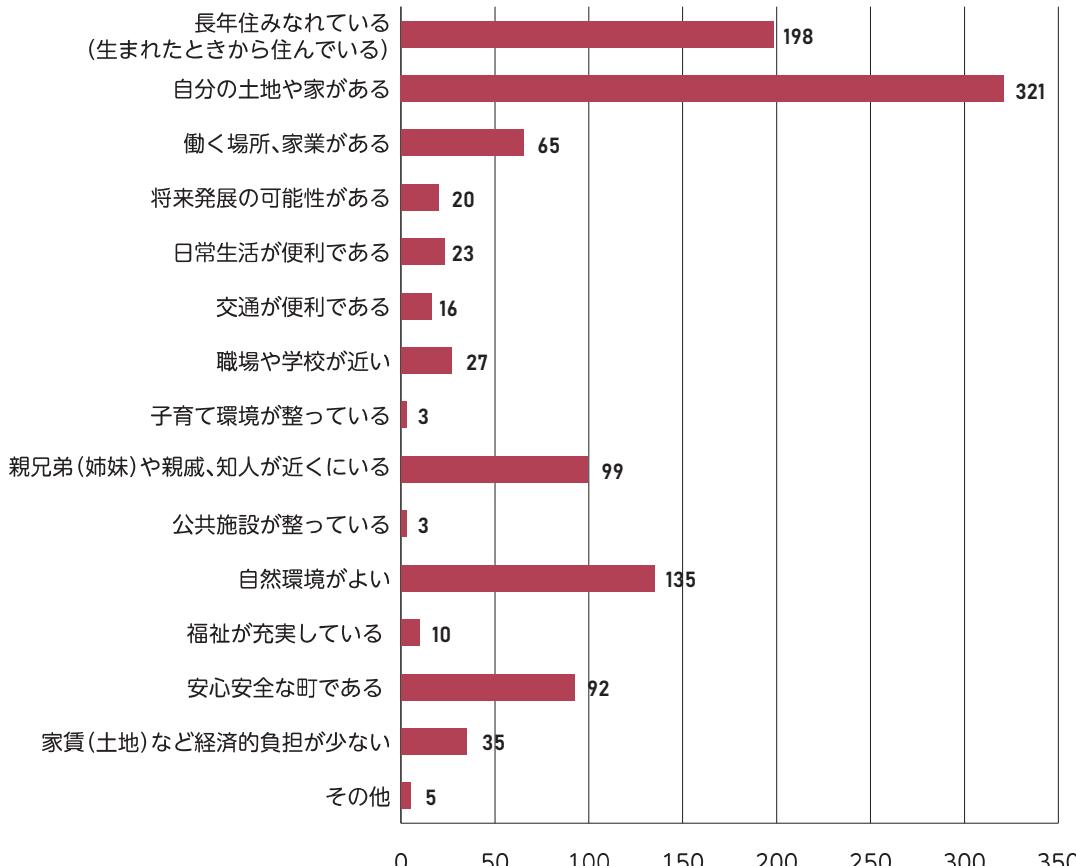
集計結果

一般住民の集計結果

1) あなたは今後とも五霞町に住み続けたいと思いますか。



2) 1で「1. ずっと住み続けたい」、「2. 当分住み続けたい」とお考えの理由を3つ以内でお答え下さい。



1

2

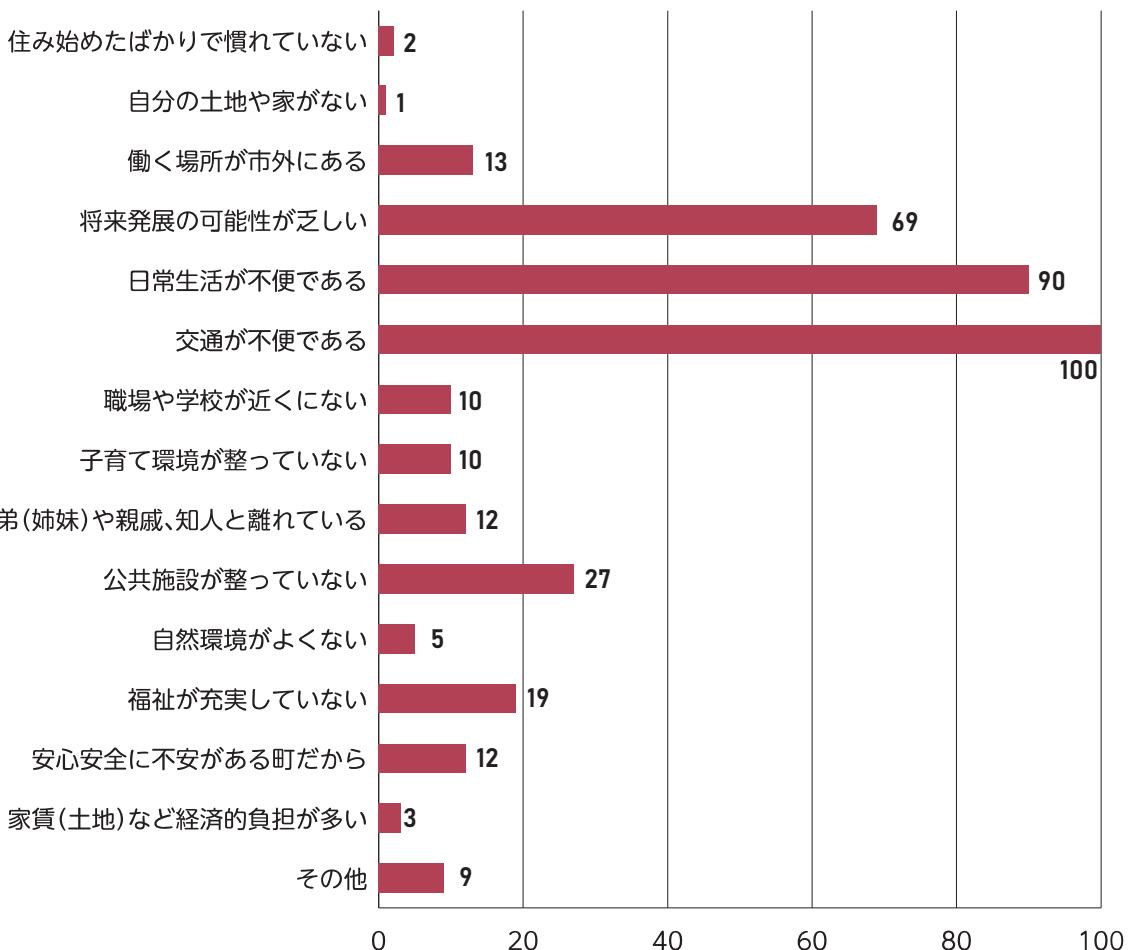
3

4

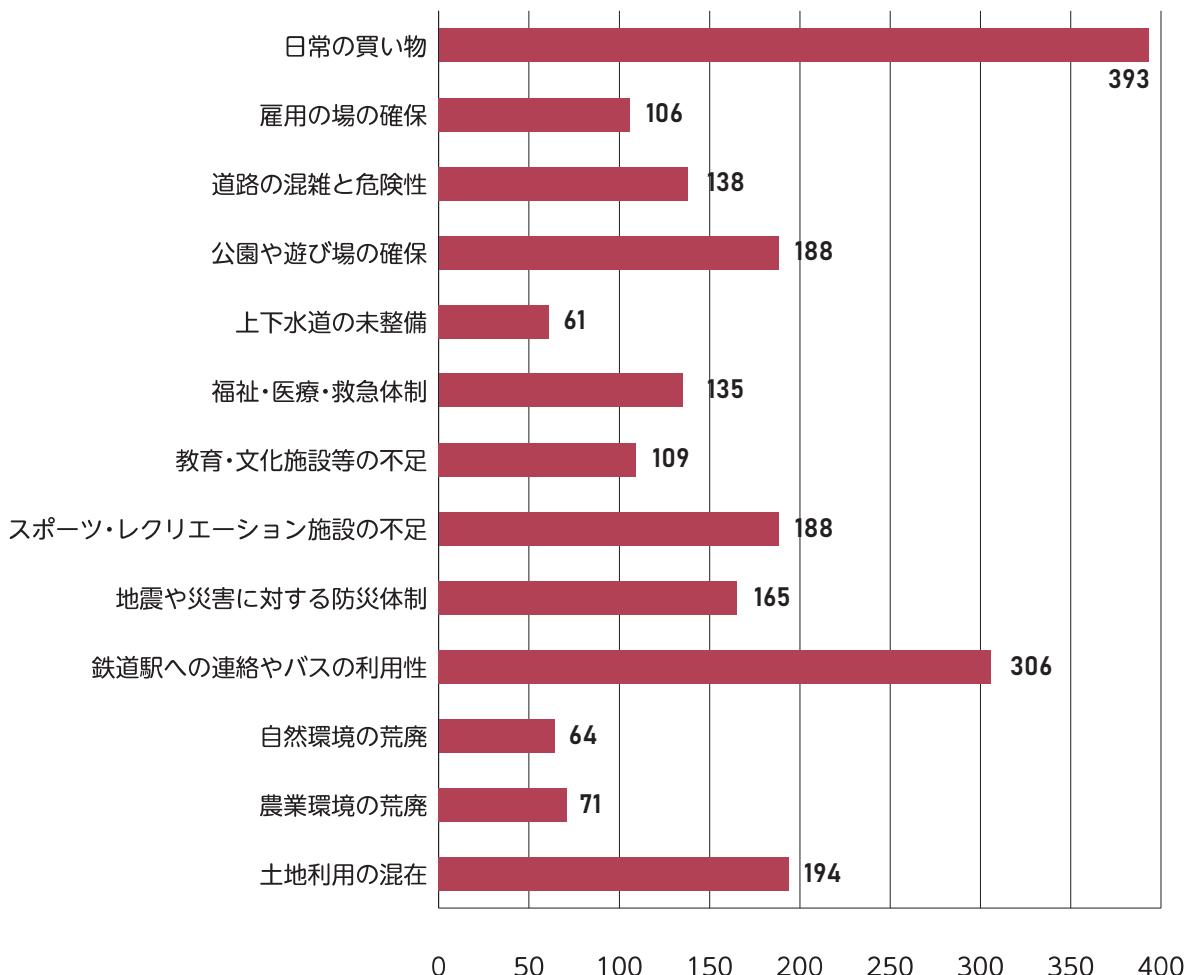
5

巻
末
資
料
編

3) 1で「4. できれば他へ移りたい」、「5. すぐにでも他へ移りたい」とお考えの理由を3つ以内でお答え下さい。



4) 現在、五霞町に住んで困っていることは何ですか。



1

2

3

4

5

巻
末
資
料
編

1

2

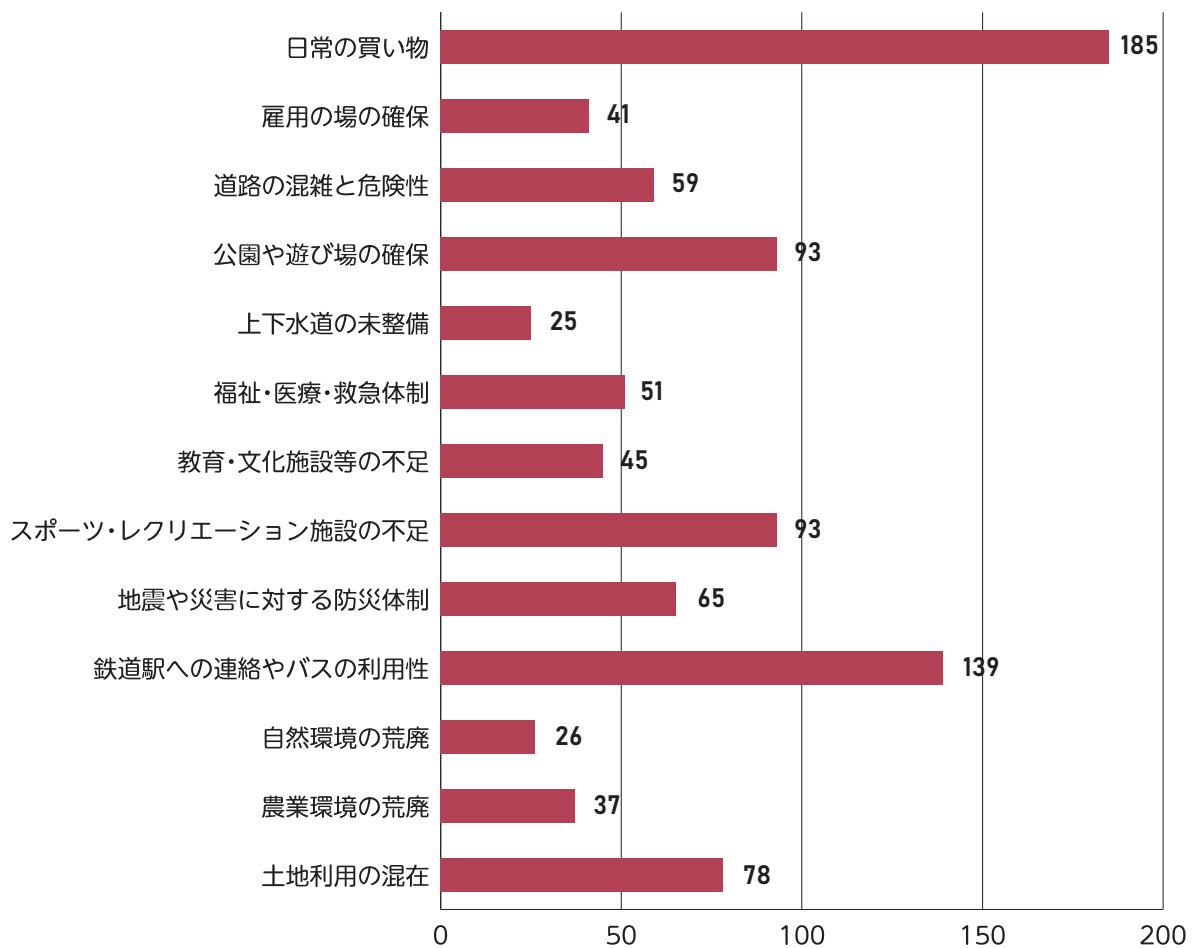
3

4

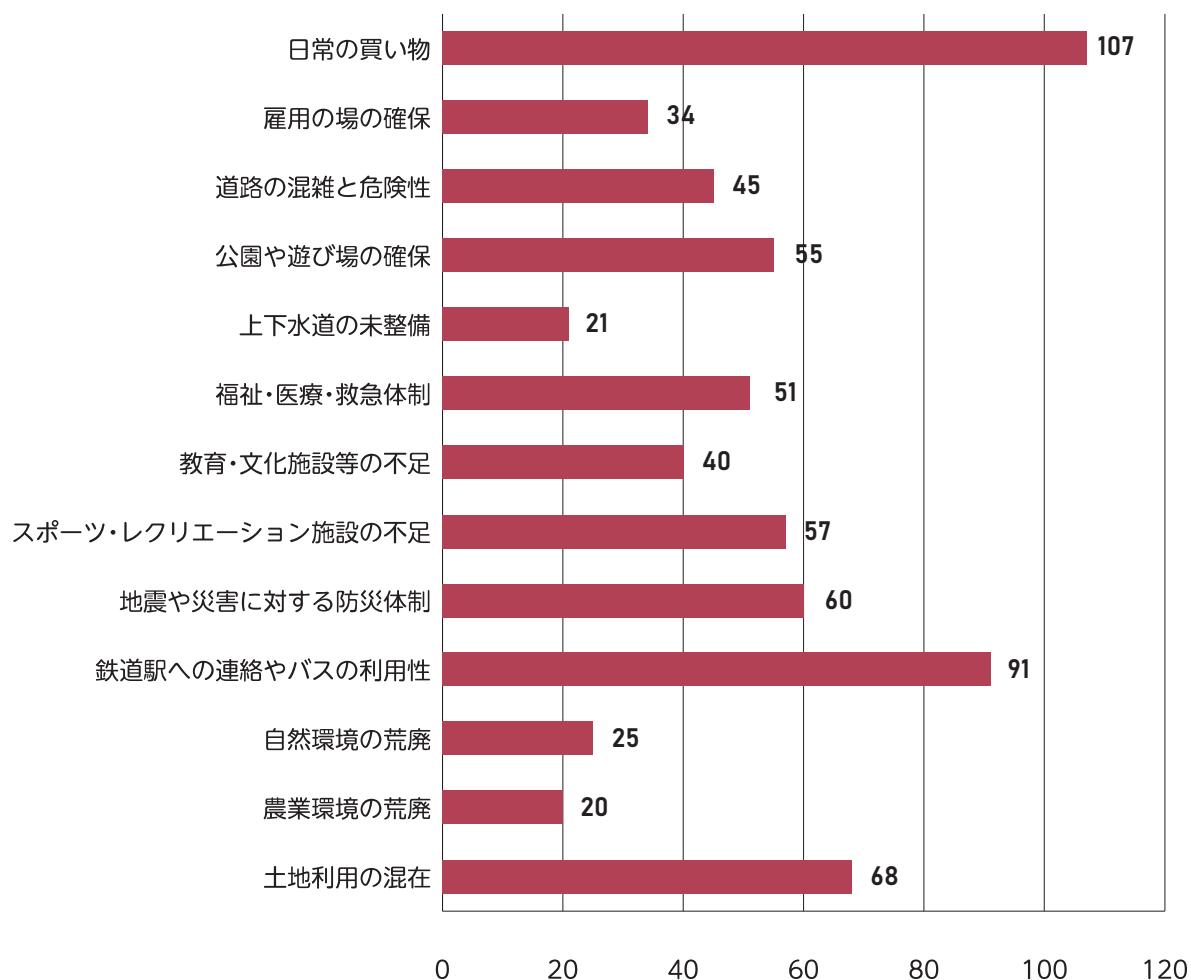
5

巻
末
資
料
編

分析1) 1で「1. ずっと住み続けたい」, 「2. 当分住み続けたい」と回答した人が、五霞町に住んで困っていること。



分析2) 1で「4. できれば他へ移りたい」、「5. すぐにでも他へ移りたい」と回答した人が、五霞町に住んで困っていること。



1

2

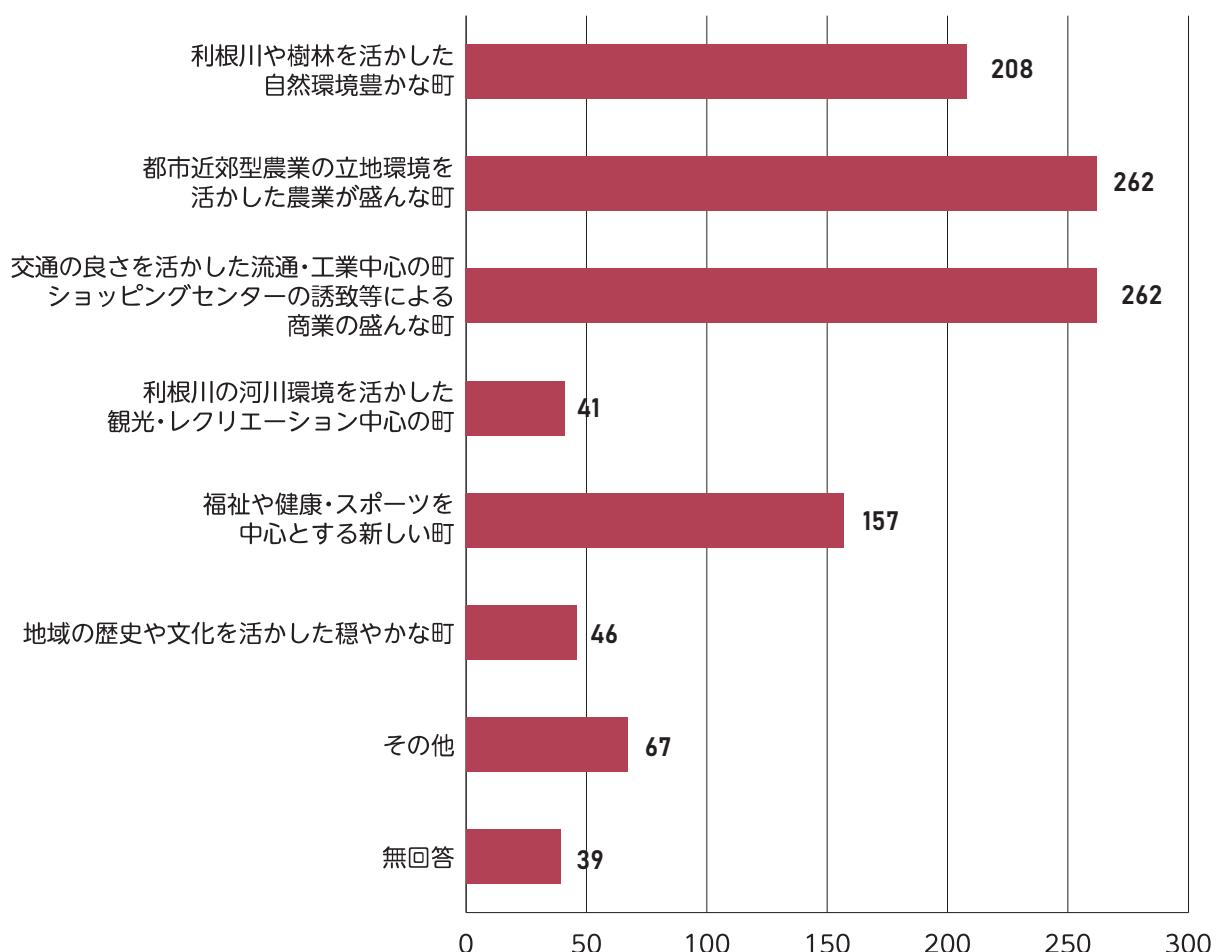
3

4

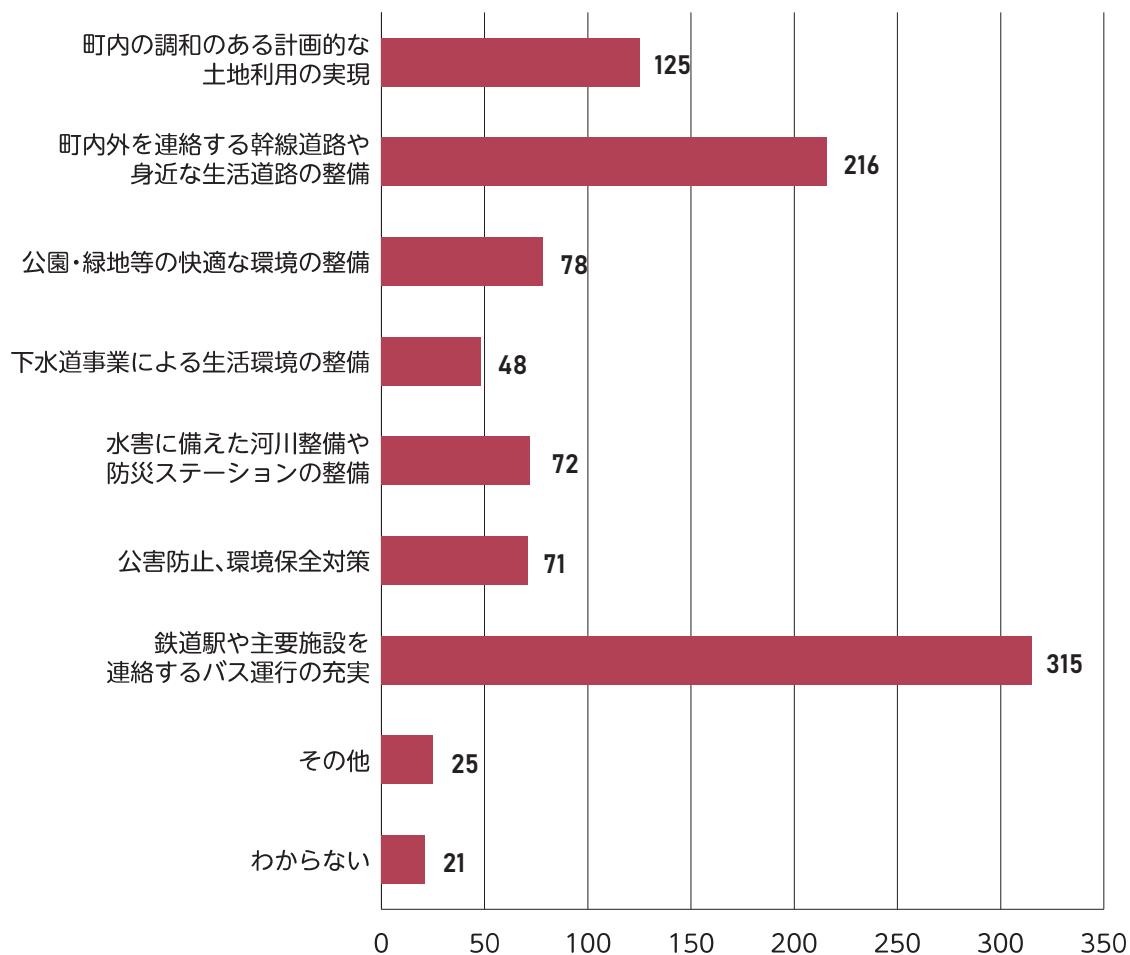
5

巻
末
資
料
編

5) あなたは、将来五霞町がどのような町になれば良いとお考えですか。



6) 五霞町の将来を考えた場合、どのような施策に重点を置くべきだとお考えですか。



1

2

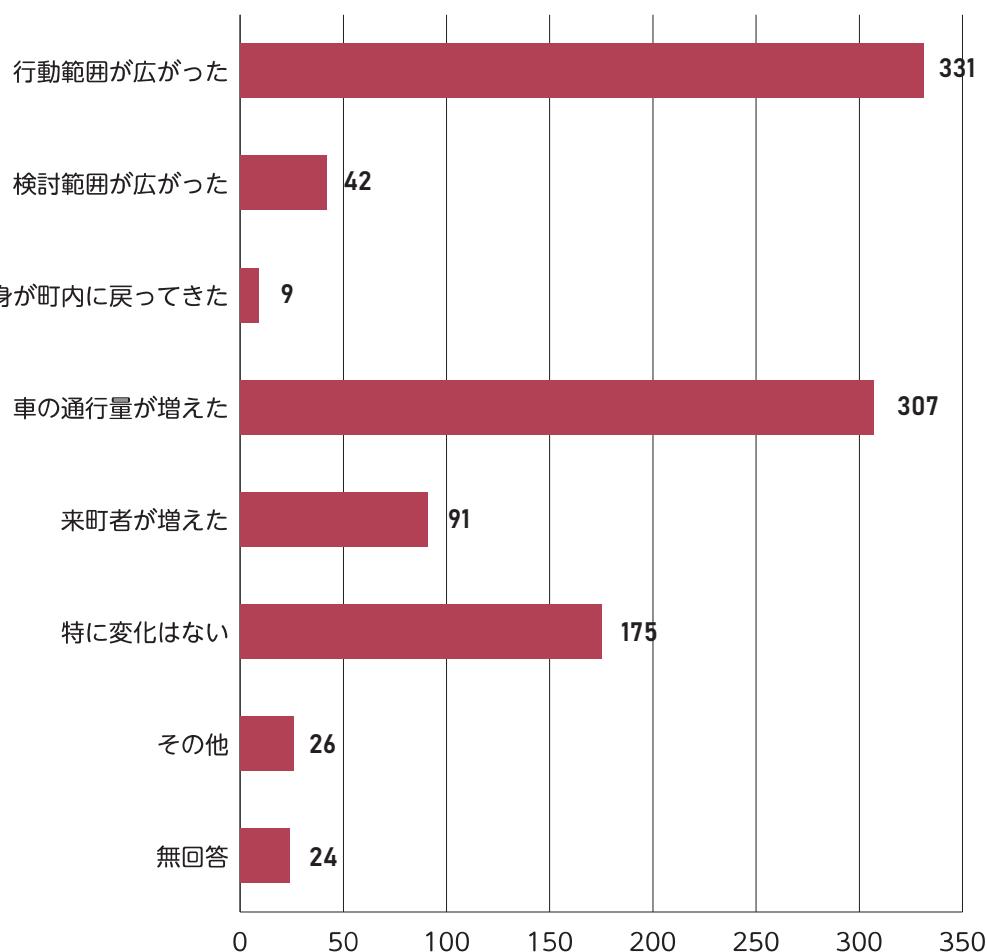
3

4

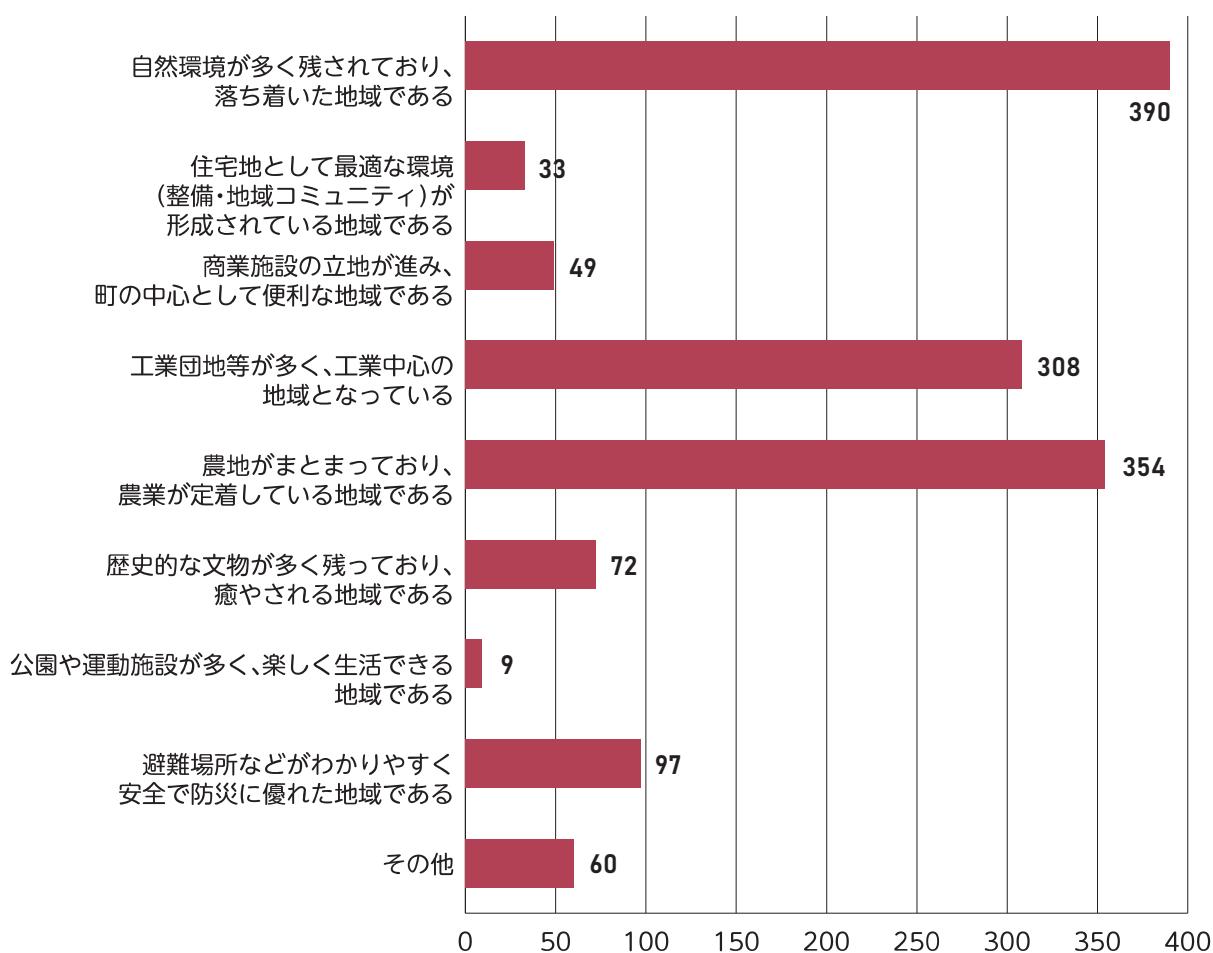
5

巻
末
資
料
編

7) 平成27年に圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の五霞インターチェンジが開通しましたが、これによりまちやあなたの生活に何か変化はありましたか。



8) 五霞町の誇りや自慢と思うものは何ですか。



1

2

3

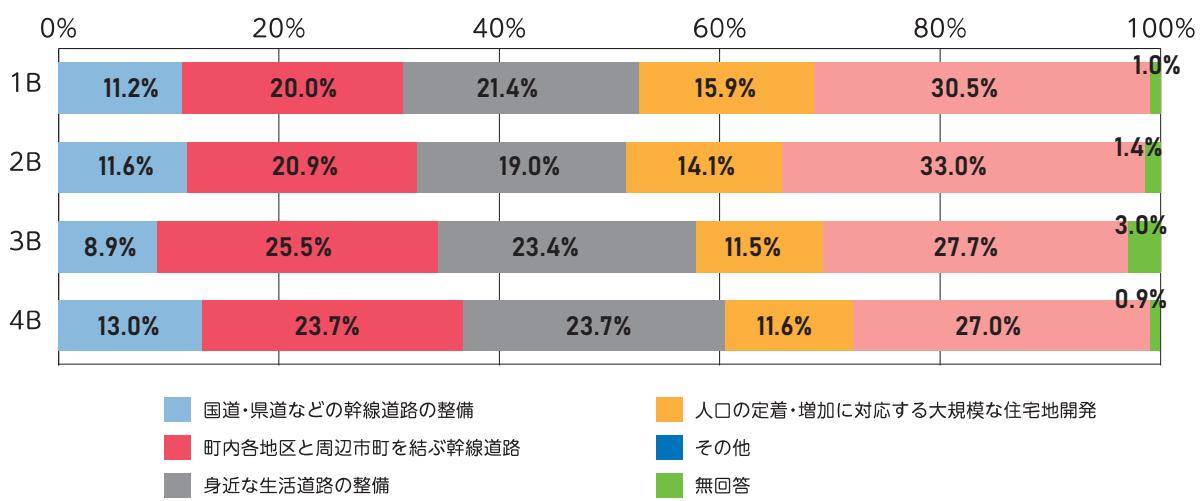
4

5

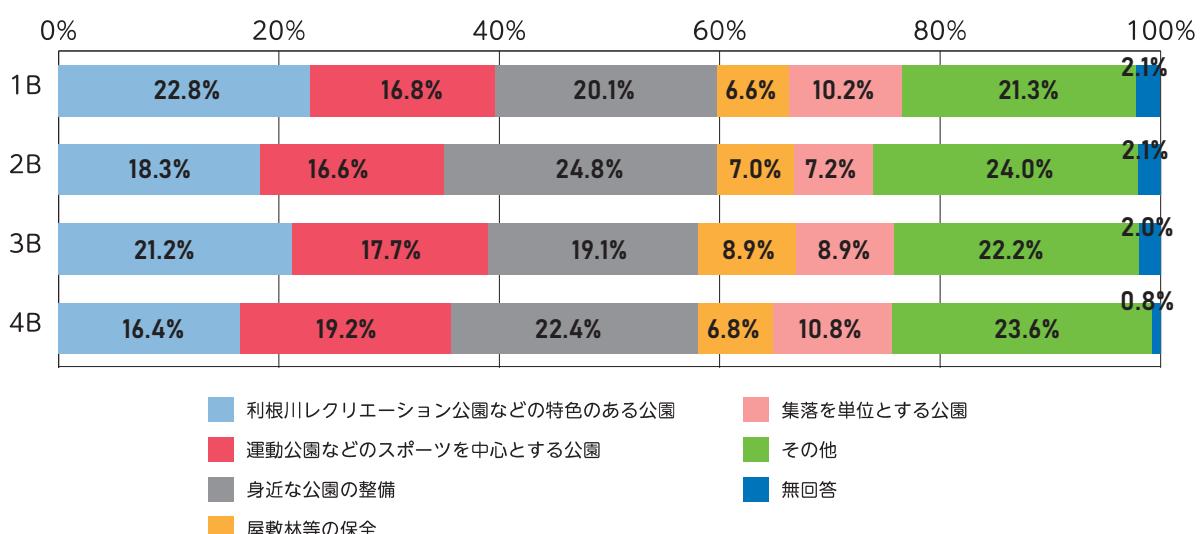
巻
末
資
料
編

9) 今後、地域をより一層住みやすくするためには、どのような施策に重点を置くべきだとお考えですか。

道路について



公園緑地について



1B	川妻, 小手指, 堀之内, 新幸谷, 両新田	3B	小福田, 大福田, 山王山, 山王
2B	元栗橋, 土与部, 原宿台	4B	江川, 幸主, 冬木

1

2

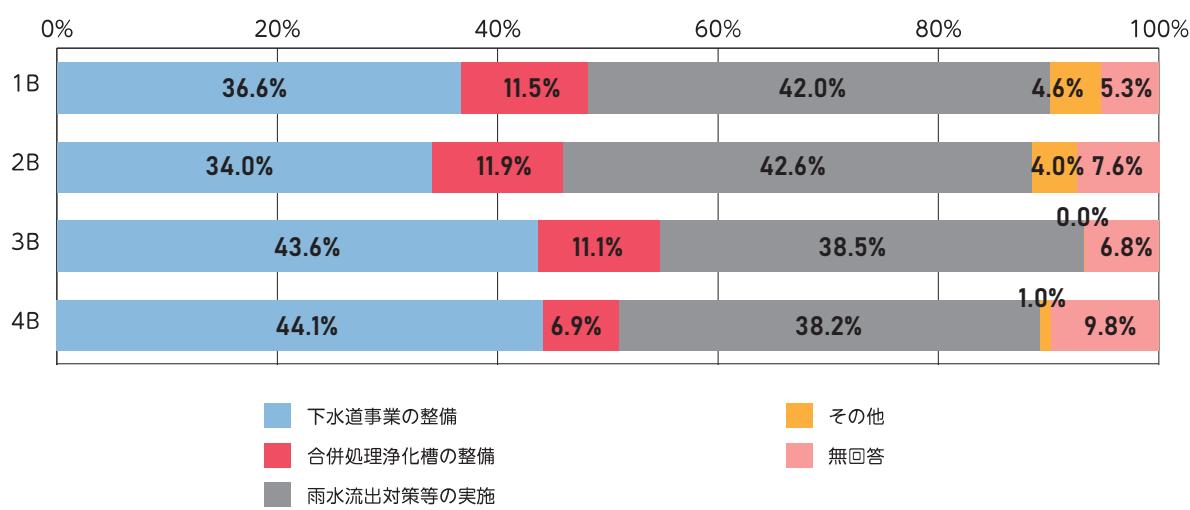
3

4

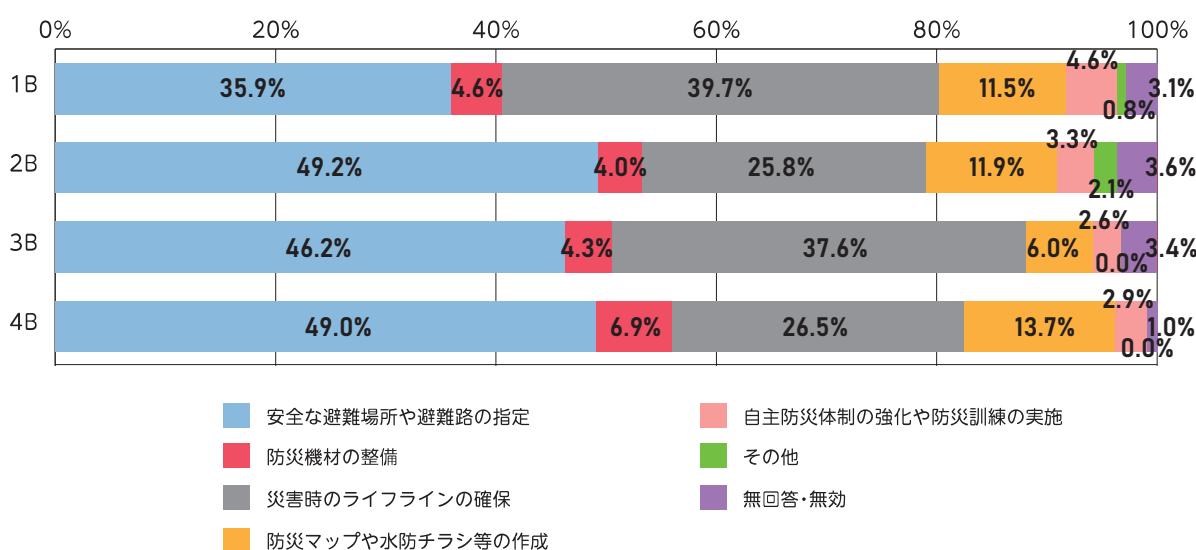
5

巻
末
資
料
編

■ 下水道について



■ 防災対策について



1

2

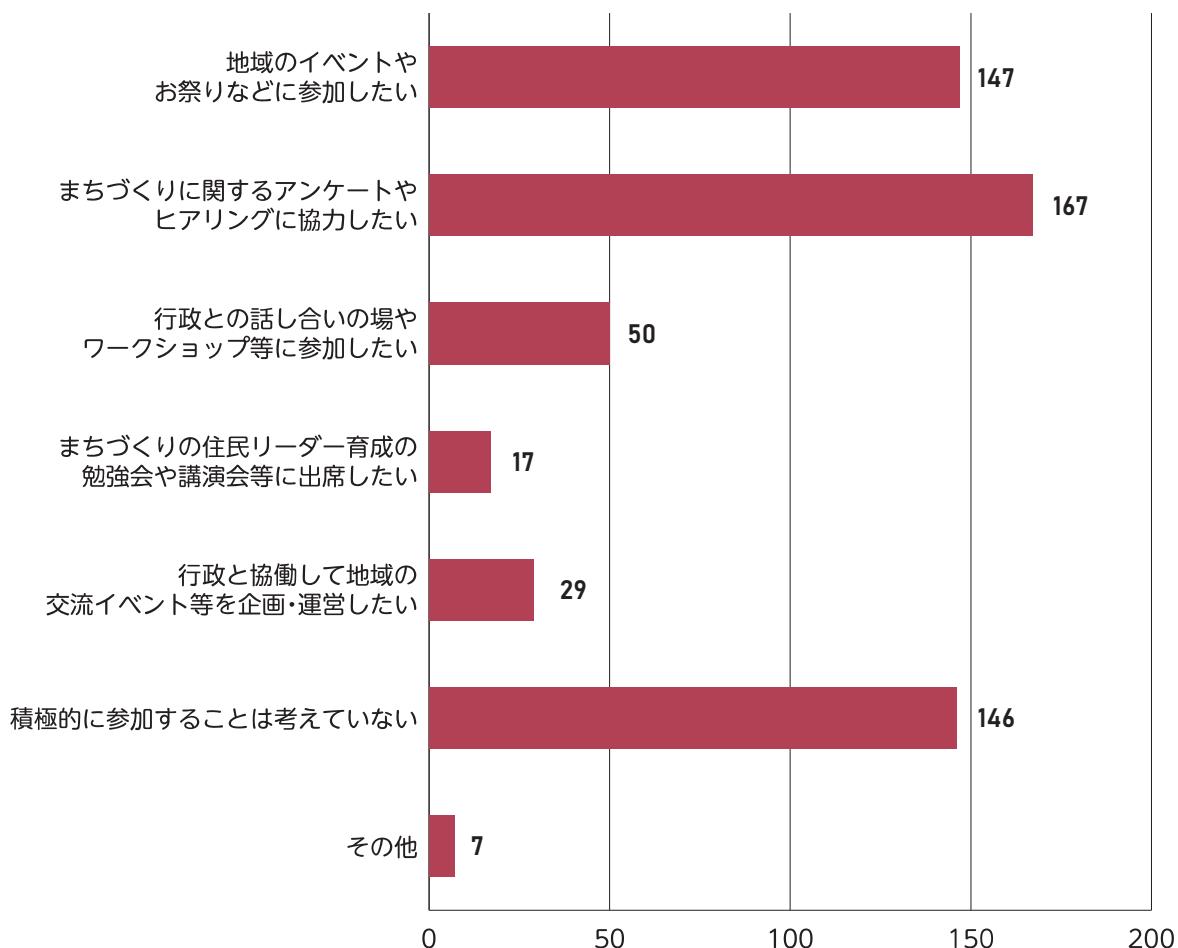
3

4

5

巻
末
資
料
編

10) あなたがまちづくりへ参加するならばどのような形で参加したいですか。



11) 五霞町におけるこれからのまちづくりの方法についてどのように考えますか。

